

## 令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です 問千葉年金事務所 ☎043-242-6320

4月から、国民年金保険料が月額16,590円に変わります。支払方法により保険料が安くなる場合がありますので、早割や前納をぜひご利用ください。

### 納付書による前納

日本年金機構から、1年前納(4月～翌3月分)と6ヶ月前納(4月～9月分、10月～翌3月分)の納付書が、4月上旬に送付されますので、金融機関(郵便局を含む)またはコンビニエンスストア、電子納付にて納付期限までに納めてください。

各月用の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。

※年度途中からの前納もできますので、希望する方は年金事務所へお問い合わせください。

### 口座振替による前納

口座振替では1年前納と6ヶ月前納、早割(当月末振替)や2年前納(4月～翌々年3月分)を利用できます。

口座振替を希望する方は、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳等)と通帳、届け出印を持参のうえ、金融機関(郵便局を含む)または年金事務所です手続きをお願いします。

※口座振替による令和4年4月分からの前納のお申込は終了しました。

※口座振替が開始されるまで2ヶ月程かかりますので、お早めにお申込ください。

	割引前	口座振替		納付書	
		割引額	割引後	割引額	割引後
毎月納付(翌月末振替)	16,590円	—	16,590円	—	16,590円
早割(当月末振替)	16,590円	50円	16,540円	適用なし	
半年前納	99,540円	1,130円	98,410円	810円	98,730円
1年前納	199,080円	4,170円	194,910円	3,530円	195,550円
2年前納	397,320円	15,790円	381,530円	14,540円	382,780円

## 国民年金保険料学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

### 対 象

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職(失業)等の理由がある方 ※対象とならない学校があります。

### 所得の目安

128万円 + (扶養親族の数 × 38万円) + 社会保険料控除等

### 申請期間

4月から令和4年度分の受付を開始します。承認された場合は、4月から令和5年3月までの納付が猶予されます。

また過去に納め忘れがある場合は、2年1ヶ月までさかのぼって申請できます。

### 必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号がわかるもの)もしくは基礎年金番号がわかるもの(年金手帳等)
- ②学生証(コピー可)または在学証明書

### 注意点

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されますが、年金額には反映されません。

この期間を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

問申住民課国保年金班 ☎84-1214